

『東大和市第5次行政改革大綱』の概要（考え方・方向性）（案）に対するパブリックコメントを実施します。

東大和市では、行政改革の基本目標及び改革課題等を示す「東大和市第5次行政改革大綱」の策定を進めています。この度、『東大和市第5次行政改革大綱』の概要（考え方・方向性）（案）をまとめましたので、お知らせするとともに、皆さんから広く意見をいただくため、次の方法でパブリックコメントを実施します。

1 東大和市第5次行政改革大綱策定の目的

平成24年1月に策定した「東大和市第4次行政改革大綱及び推進計画」の計画期間が平成28年度で終了します。

今後も引き続き、効率的・効果的な行財政運営に努め、行政改革の不断の取組を実行していくこととし、優先すべき改革課題等を明確にするため、第5次行政改革大綱を策定します。

2 『東大和市第5次行政改革大綱』の概要（考え方・方向性）（案）の内容

東大和市第5次行政改革大綱の考え方と方向性を示した大綱の骨組みとなるものです。パブリックコメント実施後、この内容に肉付けし「第5次行政改革大綱」を策定するとともに具体的な取組項目、取組内容、年次計画等を示した「第5次行政改革大綱推進計画」を策定し、平成29年度からこの計画に基づいて行政改革の取組みを推進するものです。

3 『東大和市第5次行政改革大綱』の概要（考え方・方向性）（案）の基本的な考え方

第5次行政改革大綱は、「東大和市総合計画(平成25年3月)」の「第四次基本計画」第3編に掲げる「適正な行財政運営の実現」を目指し、市民サービスの向上や効率的・効果的な行財政運営に資するため、基本目標及び改革課題を明確にするるとともに課題解決への取り組みを示し、各分野別計画を推進していくための基盤を整えるための基本的な方針を定めたものです。

『東大和市第5次行政改革大綱』の概要（考え方・方向性）（案）では、次の内容を示しています。

【1】行政改革の基本的な考え方

【2】行政改革の推進方針

- ① 行政改革推進の基本目標
- ② 行政改革における改革課題
- ③ 計画期間
- ④ 進行管理

【3】行政改革の具体的取組み

- ① 市民本意の行政サービスの推進
- ② 市民参加・協働推進のための環境整備
- ③ 効率的・効果的な組織の整備と人材育成
- ④ 持続可能な自治体経営のための行財政運営

【4】行政改革大綱体系図

【5】行政改革大綱の位置づけ

4 意見を提出できる方

- (1) 市内在住の個人
- (2) 市内に事業所等を有する個人
- (3) 市内に事業所等を有する法人等
- (4) 市内在勤の個人
- (5) 市内在学の個人
- (6) 当該施策に利害関係があると認められる個人
- (7) 当該施策に利害関係があると認められる法人等

5 意見の提出期間

平成28年6月1日（水）から6月30日（木）まで（必着）

※期間終了後に提出された意見については、パブリックコメントとしての意見としてお受けできませんのであらかじめご了承ください。

6 資料の閲覧方法

- (1) 東大和市公式ホームページ
- (2) 文書閲覧 企画財政部行政管理課（東大和市役所4階3番窓口）

7 意見の提出先、方法及び提出様式等

(1) 提出先

企画財政部行政管理課

(2) 提出方法

次のいずれかの方法により、提出してください。

- ・書面の持参 企画財政部行政管理課（東大和市役所4階3番窓口）
- ・郵送 〒207-8585 東大和市中央3-930 東大和市企画財政部行政管理課宛て
- ・FAX 042-563-5932
- ・電子メール gyoseikanri@city.higashiyamato.lg.jp

(3) 提出様式等

様式は自由です。別紙に意見書の参考様式を用意しておりますので、適宜ご利用ください。

なお、提出の際には次に掲げる事項を明記してください。

ア 市内在住の個人住所及び氏名

イ 市内に事業所等を有する個人事業所等の名称、所在地及び氏名

ウ 市内に事業所等を有する法人等事業所等の名称、所在地、団体名及び代表者氏名

エ 市内在勤の個人勤務する事業所等の名称、所在地及び氏名

オ 市内在学の個人在学する学校の名称、所在地及び氏名

カ 当該施策に利害関係があると認められる個人利害関係を有することが明らかにできる事項、住所及び氏名

キ 当該施策に利害関係があると認められる法人等利害関係を有することが明らかにできる事項、所在地、団体名及び代表者氏名

8 提出された意見等を公表する時期

寄せられた意見の概要や意見に対する市の考え方等は、平成28年9月末までに東大和市公式ホームページで公表する予定です。なお、公表にあたっては、住所、氏名等の個人情報を除きます。

9 注意事項

- ・電話及び窓口での口頭による意見はお受けできません。
- ・意見をいただいた方への個別の回答は行いませんので、あらかじめご承知おきください。